

印西市民アカデミー学則

(目的)

第1条 市民の生涯にわたる学習を支援し、学びあいによる仲間づくりを進め、学習成果を活かし、まちづくりに生きがいを持って取り組むことのできる人材を育成することを目的として、印西市民アカデミー（以下「アカデミー」という。）を開校する。

(趣旨)

第2条 本学則は、アカデミーの運営及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(学長及び副学長)

第3条 アカデミーに学長及び副学長を置く。

2 学長は、印西市長をもって充て、副学長は、印西市教育委員会教育長をもって充てる。

(教育課程及び修業年限)

第4条 アカデミーの教育課程、修業年限及び講義日数は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情により、学長が認めた場合はこの限りではない。

2 アカデミーを受講する者は、初年度に一般教養課程を受講し、第15条第1項第1号の規定により修了者と認められたものは、次年度に研究課程を受講する。

3 第1項に規定する各教育課程は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(定員)

第5条 アカデミーの定員は、別途入学募集要綱によって定める。

(教育計画の大要)

第6条 アカデミーの教育計画の大要は、次のとおりとする。

(1) 一般教養課程は、印西の歴史、文化等を学ぶほか、暮らしや生活、福祉等の一般教養について学習を行う。

(2) 研究課程は、学生（アカデミー入学者。以下同じ。）が選択したテーマについて調査及び研究を行った上、卒業論文を作成し、学長へ提出する。

(入学資格)

第7条 アカデミーの入学資格者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者。
- (2) 2年間継続して受講できる学習意欲のある者。
- (3) 地域で活動する意欲のある者。

(入学志願)

第8条 アカデミーに入学を志願する者は、入学願書(別記第1号様式)を学長に提出しなければならない。

(決定方法)

第9条 学長は、前条に掲げる入学志願者が定員を超えたときは、抽選により決定する。

2 学長は、入学の可否を、書面により通知する。

(学生証)

第10条 学長は、学生に学生証(別記第2号様式)を交付する。

2 学生は、講義に出席するときは、学生証を携帯するものとする。

3 学生は、退学又は卒業をしたときは、学生証を学長に返還しなければならない。

(規律)

第11条 学生は、授業を欠席するときは、事前に事務局に連絡しなければならない。

2 学生は、受講に当たっては、自主、自発の精神で臨まなければならない。

(休学)

第12条 学生は、病気、その他の事由により、やむを得ず引き続き2か月以上受講できないときは、休学届(別記第3号様式)を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、学長から休学の承認を受けた学生は、休学を行った年度内に限り、復学することができる。

3 第1項の規定により休学の承認を受けた学生は、復学しようとするときは、復学届(別記第4号様式)を学長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により、学長が休学の承認をした期間は、第15条第1項に規定する日数に算入しない。

(資格取消)

第13条 学長は、各課程の出席数が、当該年度に実施する日数の半数に満たないと認められる場合、若しくは市民アカデミーの信用を傷つけ、又は全体の不名誉となるような行為をした学生に対し、学生資格を取り消すことができる。

(退学)

第14条 学生は、都合により退学しようとするときは、退学届（別記第5号様式）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、次の各号に掲げる事項のいずれかを満たした者を退学者とする。

(1) 第1項の規定により、退学届を受理された者。

(2) 第12条の規定により、休学の承認を受けた学生で、休学を行った年度内に復学しなかった者。

(3) 第13条の規定により、学長が学生資格を取り消した者。

3 退学者が改めてアカデミーへ入学する場合は、一般教養課程及び研究課程を受講しなければならない。ただし、特別の事情により、学長が認めた場合はこの限りではない。

(修了の認定)

第15条 学長は次の各号に掲げる事項を満たした者を修了者とする。

(1) 一般教養課程において、当年度に実施する講義日数の半数以上に出席したものの。

(2) 研究課程において、学長が別に定める方法により、卒業論文を作成し、学長の承認を受けたものの。

2 前項の規定において、特別な事情により学長が認めたものは、修了者と認定することができる。

3 学長は、研究課程修了者に、「印西市民アカデミー学士」の称号を授与し、卒業証書（別記第8号様式）を交付する。

(授業料等)

第16条 授業料等は、徴収しない。ただし、実習や施設見学等に要する費用は、学生の負担とする。

(委任)

第17条 この学則に定めるもののほか、アカデミーの運営及び管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第18条 アカデミーの庶務は、教育委員会教育部生涯学習課及び各公民館、中央駅前地域交流館において処理する。

附 則 (平成10年4月1日制定)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月14日改正)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の学則の規定に基づく、学生資格を有する者に対する学則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年10月13日改正)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の学則に規定に基づく、学生資格を有する者に対する学則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月23日改正)

(施行期日)

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の学則に規定に基づく、学生資格を有する者に対する学則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第3条)

	教育課程	修業年限	講義日数
1	一般教養課程	1年	30日程度
2	研究課程	1年	7日程度